

## 參考資料

# 大規模公園ビジョン

# 大規模公園ビジョン

## 大規模公園の将来の方向性

- ・「維持管理する資産」といった枠の中の発想から、「未来へ継承する資産」「柔軟に使いこなせる資産」「まちに開かれた資産」として再認識し、市民全体の利益につながるように価値のさらなる向上を図る

## 重視すべき視点

- ・豊かな自然を守り育てる
- ・市民の暮らしの中にある
- ・KOBEを伝え発信する
- ・SDGsの達成に貢献する

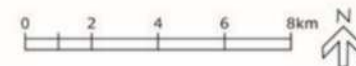
## 基本方針

- ①都市を守るグリーンインフラの保全と育成
- ②みんなに愛されるゆとり空間の創出と充実
- ③KOBEブランド構築に貢献する公園文化の発信と展開
- ④持続可能な公園運営を実現するための改革と連携



大規模公園が社会的な要請に応えていくために必要なリノベーションやマネジメントの展開方策について具体化を図り、戦略的に取り組む

# 大規模公園ビジョン



# 大規模公園ビジョン

## 【基本方針1】

### 都市を守るグリーンインフラの 保全と育成



大規模公園やその骨格をとりなす自然環境をグリーンインフラとして再認識し、それらが有する多様な機能（生物の生息環境・気温上昇の緩和・良好な景観形成等）を、行政が主体となって大切に保全します。また、グリーンインフラの持つ多様な機能を最大限に活かし、豊かで安全・安心な暮らしに寄与します。

#### <施策展開の具体例>

- ① 都市公園と緑地保全の事業・制度をバランスよく採り入れながら、良好な樹林地の保全と育成を図ります。
  - ・みどりの聖域等の法規制による良好な樹林地の保全
  - ・戦略的ゾーニングに基づく積極的な森林整備（六甲山森林整備戦略）
  - ・都市公園事業による散策路や休憩所等の整備
- ② 減災や気温低減、生物多様性の確保、美しい景観づくり等に寄与する取組みを行います。
  - ・水循環システムの導入（雨水貯留施設、雨庭等）、土壌の保全・改良
  - ・外来生物の対策と在来生物の生息環境の復元
  - ・神戸ゆかりの木（須磨浦管賢象・シチダンカ等）の植樹
  - ・郷土種を使った原風景の再現やルーラルランドスケープによる景観づくり
- ③ 様々な災害や非常時に対する備えを強化します。
  - ・災害時や非常時に役立つ防災施設（備蓄倉庫・非常用発電機・耐震性貯水槽等）やオープンスペース整備と適正な維持管理・運用
  - ・防災関係機関や指定管理者等と連携した各公園における危機管理体制の強化



（森林植物園の新緑景観）



（自然環境に配慮した斜面対策）

## 【基本方針2】

### みんなに愛される ゆとり空間の創出と充実



みんなが健康で快適な暮らしを享受できるよう、公園が持つ自然資源やオープンスペースを活用し、ゆとりある空間を提供していきます。また、神戸を代表するレクリエーションを楽しめる拠点として施設を充実させていくとともに、あらゆる人にとって居心地の良い場所（サードプレイス）となるよう、気軽に訪れ、日常的に使ってもらうことのできる開放的な空間づくりを目指します。さらに、将来を担う子どもたちの学びや心と体の健やかな成長の場となるよう活用していきます。

#### <施策展開の具体例>

- ① みんなが居心地良く充実した時間を通わせる空間をつくります。
  - ・林間や水辺等のロケーションを活かした散策や憩いの空間の整備
  - ・ニーズの多様化や健康・福祉の増進に柔軟に対応できる空間づくり
  - ・誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインに対応した公園施設の設置
- ② 神戸を代表するスポーツ・遊び・健康づくりの拠点として更なる魅力向上を図ります。
  - ・市民の体力づくりから国際的な大会まで対応できるスポーツ施設のリノベーション
  - ・子どもがわくわくするような遊具や健康づくりのメッカとなるような施設の整備
- ③ 公園界限や近接する施設等と連携して公園を地域に開いていきます。
  - ・近隣の学校や地域と連携したイベントや各種プログラム等の展開
  - ・地域住民が気軽に利用できる乳幼児コーナーや交流スペース等の施設の充実
  - ・コミュニティガーデンやベジタブルガーデン等、地域が公園に関わる空間づくり
- ④ 森林や水辺など豊かな自然環境を活かした環境学習や自然体験の場を提供します。
  - ・教育機関等との連携による環境学習フィールドとしての積極展開
  - ・NPOや各種団体等の協力による子どもの自然体験の場の提供
  - ・森林環境譲与税の活用による森林環境学習（森林整備にかかる普及啓発）



（森林植物園の水辺の散策路）



（しあわせの村のドリーム園地）

# 大規模公園ビジョン

## 【基本方針3】

KOBE ブランド構築に貢献する  
公園文化の発信と展開



大規模公園がこれまで培ってきた歴史や公園文化を貴重な財産として継承するとともに、神戸らしさに磨きをかけ、広く発信します。また、複数の大規模公園や他の集客施設との連携を強化することで、神戸の都市ブランドの構築につなげます。

### <施策展開の具体例>

- ① 歴史、文化などの資源や神戸が経験してきた災害の記憶や教訓を継承・活用するとともにこれらを神戸のアイデンティティーとして市内外に広く発信します。
  - ・離宮や御料林といった皇室文化や邸宅文化等を象徴する資源の保全
  - ・震災や水害などに関する痕跡やモニュメント等の保全・活用
  - ・多言語案内サインやSNS、ICTの利用など、全ての人にやさしい情報発信
  - ・神戸の持つ自然や歴史・文化、災害の教訓などを、市民や来訪者に学んでもらう場の提供
- ② 海・まち・山をあわせ持つ特徴的な地形を活かし、神戸の魅力を発信する個性の光る公園を目指します。
  - ・神戸らしさを体感できる個性の光る集客施設のリノベーション（海浜公園、離宮公園、布引ハーブ園 他）
  - ・ここでしかみられないオンリーワンの風景づくり（森林植物園のメタセコイア並木、須磨浦公園山上からの眺望景観、再度公園の外国人墓地、王子公園のパンダとコアラ、映画のロケ地 等）
- ③ 複数の大規模公園や周辺施設等の連携により KOBE ブランドの構築に貢献していきます。
  - ・複数の大規模公園が立地するエリアでの公園間連携によるイメージづくりとブランド力の向上（共催ウォーキングイベントの開催 他）
  - ・公園周辺にある民間等の文化・レクリエーション施設との連携



(再度公園の外国人墓地)



(離宮公園の王侯貴族のバラ園)

## 【基本方針4】

持続可能な公園運営を  
実現するための改革と連携



持続可能な公園運営を実現するために“民産学官”（市民団体、民間事業者、教育・研究機関、行政）など多様な主体との協働や連携により、将来に渡り持続可能な管理運営の仕組みをつくります。また、選択と集中の観点による公園の見直しにより、社会の情勢やニーズに対応します。

### <施策展開の具体例>

- ① 民間活力を導入することで利用者サービスの向上と維持管理の効率化を図ります。
  - ・民間活力導入による公園施設の質とサービスの向上
  - ・民間のノウハウを活用した効果的な運営方法や料金体系の構築
  - ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による公園利用者の利便性の向上
- ② 地域や市民団体との協働により愛着を感じる公園に育てます。
  - ・地域団体との協働による公園運営や公園内での活動を通じた情報発信
- ③ 教育・研究機関との連携により公園資源の価値を高めます。
  - ・動植物や歴史文化、景観や災害の記憶など大規模公園の有する多様な資源を研究機関の研究・実験の場として活用
  - ・大学や研究機関との連携による科学的知見の蓄積や知的財産の活用による新技術の導入
- ④ 人口減少等社会情勢の変化に合わせて施設や管理方法を改善します。
  - ・低利用な施設について用途の見直し（縮小・廃止・転活用等）
  - ・人口減少社会にあわせた持続可能な管理手法の導入（選択的管理<sup>(\*)</sup>・順応的管理<sup>(\*\*)</sup>の導入）
- ⑤ 時代のニーズを捉えて用途や区域を見直します。
  - ・山林区域における公園整備から緑地保全への転換
  - ・必要性や実現性の低い都市計画公園の区域の見直し
  - ・都市機能の再編と運動した公園機能の転換や見直し

(\*)選択的管理…これまでの管理水準に対して、管理水準の抑制や従来の自然的土地利用への緩やかな変換を選択することで、人口減少による土地利用面積の減少や労働力の縮小に対応する管理手法  
(\*\*)順応的管理…これまでの管理方法に対して、種物や生きものなどの環境や継続的なモニタリングの結果により管理の頻度や時期を適宜改善しながら行う管理手法



(しあわせの村冒険アドベンチャーパーク)



(離宮公園と神戸女子大学とのコラボレーション  
はちみつ料理共同開発)

# 大規模公園ビジョン

主な施策	短期（概ね5年程度）	中長期
	2021年	2025年
既存施設の リノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設長寿命化計画に基づく施設の計画的リノベーション</li> <li>低利用な施設の用途・機能の見直し</li> </ul>	
公園毎の面的な リノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の再編等にあわせたリノベーション計画の検討・立案（海浜・王子）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園のリノベーション計画策定</li> <li>リノベーションの実施</li> </ul>
マネジメントの 見直しや民活導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネジメントプランの検討・立案</li> <li>個別の施設での民活導入</li> <li>指定管理者の公募に活用</li> <li>3つのパークスの連携にあたっての周辺施設・地域との連携の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園全体の運営に関わるマネジメントの見直し・民活の導入</li> <li>周辺施設・地域との連携の実施・展開</li> </ul>
長期未供用区域の 都市計画見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模公園の都市計画見直しの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期未供用区域の都市計画見直し</li> </ul>

神戸市緑の基本計画（改定）への反映

スケジュール




# 今後のスケジュール

## 再整備基本計画(素案)の閲覧と市民意見募集

再整備基本計画(素案)は、以下の場所でご覧いただけます。再整備基本計画(素案)に対するご意見がございましたら、下記の方法でご提出をお願い致します。頂いたご意見を踏まえて、基本計画(案)をとりまとめ、公表を行う予定です。

**期 間** 2023年10月2日(月)～10月31日(火)

- ① 資料の閲覧**
- ・神戸市都市局未来都市推進課
  - ・神戸市文化スポーツ局
  - ・神戸市立王子動物園
  - ・神戸市立王子スポーツセンター王子スタジアム
  - ・神戸市立王子スポーツセンター体育館
  - ・神戸市建設局道路計画課
  - ・神戸市建設局公園部計画課
  - ・各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所
- ② ホームページ** 下記URLよりアクセス▼  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/202310ojipark\\_public-comment.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/202310ojipark_public-comment.html)
- 

### 意見の提出

神戸市都市局未来都市推進課 意見募集宛  
〒651-0083  
神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル7F

- ① 意見送信フォーム**  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/202310ojipark\\_ikennsoushinn.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/202310ojipark_ikennsoushinn.html)
- ② 郵送(消印有効)** 2023年10月31日(火)
- ③ ファックス** 078-595-6690
- ④ 電子メール** [ojikoenkeikaku@office.city.kobe.lg.jp](mailto:ojikoenkeikaku@office.city.kobe.lg.jp)
- ⑤ 持参** ※平日の8時45分～12時、13時～17時半
- ・書面で提出してください。(口頭での提出はできません)
  - ・書式は自由ですが、必ず提出者の住所、氏名及び「王子公園再整備基本計画(素案)」に対する意見であることを記載してください。
- (法人等は所在地、名称、代表者を記載してください)

広報紙KOBÉ  
(2023年10月号)

# 広報紙KOBE2023年10月号挟み込み

2023年10月

## 都市計画の内容、地区計画(案)の縦覧、説明会の開催について

王子公園の再整備に関連する都市計画(都市計画公園の区域の変更、都市計画駐車場の廃止、地区計画の決定)を定める予定です。都市計画の内容、条件に基づく地区計画の案縦覧、説明会の開催についてお知らせします。

### 都市計画の内容について

都市計画	内容
公園	王子公園の変更
駐車場	王子駐車場の変更(廃止)
地区計画	王子公園地区地区計画の決定



### 地区計画(案)について

- 名称** 王子公園地区地区計画(約20.9ha)
- 位置** 神戸市中央区王子町2丁目、王子町3丁目及び音谷町1丁目
- 趣旨** 皇居地区をスポーツ・レクリエーション地区(教育・研究地区)に区分し、文藝エリアとしての特色や地域の歴史を踏襲した趣向をもち、周辺環境との調和を図るため、道路幅等の用途や敷地面積の制限等を定めること、地区全体で一休性をもち、立地する大木を含めて開放的でゆとりある環境を創出し、周辺環境と調和した趣向のある空間の創出を図ります。



凡 例	
地区計画の区域	公園区域
都市計画公園の区域	王子公園
王子公園地区地区計画の区域	王子公園地区
スポーツ・レクリエーション地区	SP・PR

地区計画とは、各地地の特色に基づき、地域ごとの建築物の用途や高さなどの面で方向性を示すことができる都市計画の制度です。

地区の区分名及び区域	スポーツ・レクリエーション地区(約17.3ha)	教育・研究地区(約3.6ha)
建築物の用途の制限	用途地域の趣旨に即応せず、次の用途の建築物を建築することができない ・大学、専門学校等 ・上の用途に限定するもの	次の用途以外、建築できない ・大学、専門学校等 ・上の用途に限定するもの
高さの制限	建築物の高度は、原則として王子公園地区の平均高さ(約10.00m)以下とする ・一部の高さを定めるもの	建築物の高度は、原則として王子公園地区の平均高さ(約10.00m)以上とする ・一部の高さを定めるもの
趣向の位置の制限	趣向の位置は、原則として王子公園地区の中心部(王子公園)に設置するものとする ・一部、趣向の位置を定めるもの	趣向の位置は、原則として王子公園地区の中心部(王子公園)に設置するものとする ・一部、趣向の位置を定めるもの
趣向の位置の制限	趣向の位置は、原則として王子公園地区の中心部(王子公園)に設置するものとする ・一部、趣向の位置を定めるもの	趣向の位置は、原則として王子公園地区の中心部(王子公園)に設置するものとする ・一部、趣向の位置を定めるもの
備考	用途地域	指定用途地域

縦覧期間中の土曜日は休館となります。縦覧は室内で行われます。縦覧期間中の休館日、ホームページ及び縦覧案内で確認ください。

### 地区計画(案)縦覧のお知らせ

- 縦覧期間** 2023年10月10日(火)～24日(火)
- 縦覧場所** 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル4F 神戸市都市局都市計画課
- ホームページ** [https://www.city.kobe.lg.jp/s484781/ishiki/hokoku/20231010\\_01.html](https://www.city.kobe.lg.jp/s484781/ishiki/hokoku/20231010_01.html)



- 問合せフォーム 左記のホームページへアクセスしてください。
  - 問合せ 縦覧場所 2023年10月31日(水)まで受付
  - FAX 078-595-4802
  - メール oji\_tokai\_ban@city.kobe.lg.jp
  - 特設 地区計画案で 平日の9時45分～12時、13時～17時
- ※縦覧は無料です。必ず縦覧の住所、氏名及び連絡先と地区計画(案)に対する意見であることを記載してください。(法人等は所在地、名称、代表者を記載してください)

### 都市計画決定までのスケジュール(2023年度)



### 再整備に関連する都市計画の説明会(事前申し込み不要)

- 2023年10月9日(日) [9:30~] 中央区文化センター1F 多目的ホール
- 2023年10月10日(月) [18:30~] 王子公園再整備科学資料館 階層ホール



広報紙KOBEより抜き出してご覧ください。

## 王子公園再整備に向けて 再整備基本計画(案)の 市民意見募集を行います。



### 王子公園再整備にかかるスケジュール



### 王子公園再整備基本計画(案)の概要

#### 再整備の位置付け

「神戸2025ビジョン(2021年4月)」において、市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せを実感できる生活を享受でき、将来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能な社会を築く「海と山が育むグローバル賞状都市」をめざしています。

王子公園再整備にあたっては、持続性が高い文藝エリアのポテンシャルを踏まえながら、若年層・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、2022年12月に「王子公園再整備基本方針」「王子公園リニューアル基本計画」を策定し、5つの基本目標とゾーニング、王子公園のコンセプト・理念や目指すべき方向性等を定めました。

本基本計画は、基本方針および基本構想に基づき、各ゾーンにおける施設等の具体的な整備内容や事業全体のスケジュール等を定めたものです。

#### 再整備の位置付け



#### ゾーニング



- お問い合わせ 総合コールセンター(年中休館 8時00分～21時00分)
- TEL:0570-083330 または 078-333-3330
- FAX:078-333-3314

発行元 神戸市

# 広報紙KOBEBE2023年10月号挟み込み

## 王子公園再整備基本計画(素案)の概要

### 5つの基本目標



### 1 新たな「原田の森」の創造

理念・コンセプト等  
王子公園全体の魅力を向上させながら、良好な景観の維持、向上

#### 計画概要

- 良好な見通しとなるよう開放的な緑地を創出し、快適で安全安心な緑空間を形成
- シンボルプロムナードに新たな緑を植樹し、緑の通り抜けルートを拡大
- 快適な緑地のある園路・園地と休憩施設を整備



### 2 学術・文化拠点のシンボルの創出

理念・コンセプト等  
王子公園周辺エリアの歴史と文化を尊重し、地域そして世界に開かれた大学

#### 計画概要

- 地域・社会・世界の様々な人、情報が行き交うプラットフォームキャンパス



### 4 公園とスポーツ施設のリニューアルと魅力の向上

理念・コンセプト等  
誰もが気軽に遊べる憩いの空間

#### 計画概要

- 芝生広場を中心とした王子公園駅前から公園・動物園を結ぶことができる景観の創出
- 駅、大学、動物園につながる公園と一体的で高質な空間とにぎわいの創出など
- シンボルプロムナード
- 魅力的な緑地・景観地となる歩行者専用園路の整備
- 既存樹木の活用や新たな緑の植樹などによる周辺の緑地空間の圧迫感の軽減 など



理念・コンセプト等  
誰もが気軽に利用できる多世代スポーツ活動ゾーン

#### 計画概要

- 【スタジアム】フィールドは現在と同等積約4,500㎡、観客席は3,000席程度、400mトラック(4レーン)
- 【広場】スタジアム東側に「多目的広場」西側に「みんなの広場」の整備
- 【テニスコート】立休駐車場屋上にハードコート2面、ポートアイランドに4面を新設
- 【登山研修所】スポーツゾーン内に再配置、スポーツクライミングウォールや人工岩場を併設
- 【弓道場】スポーツゾーン西側に再配置



理念・コンセプト等  
六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和する高さやデザイン

#### 計画概要

- 【動物舎】500合程度、平日は大型バス専用、20合程度待機
- 【動物観察】北陸4階・屋上(駐車場利用)、南陸3階・屋上(テニスコート2面)エレベーター、トイレ、電気自動車充電設備、最新の出入庫システムを導入
- 駐車場アクセス道路(歩行者の安全を確保)、市営緊急道路の再整備



### 3 王子動物園の魅力向上

理念・コンセプト等  
六甲の豊かな緑を感じ、動物と人がいきいきと過ごしながら、世界につながる動物園

#### 計画概要

- 生物多様性保全に資するための動物収集計画(コレクションプラン)
- 地域ごとに動物を集約することや、動物種別ごとに注目したゾーンを設定
- 動物本来のいきいきとした姿を引き出し、動物たちとの出会いを印象付ける演出や工夫をこらした創育展示



### 5 広域防災拠点の機能強化

理念・コンセプト等  
公園全体で広域防災拠点としての機能を強化

#### 計画概要

- スタジアムにヘリコプター着陸場の確保
- 緊急避難場所や救急応急拠点を確保
- 給水の確保(雨水空間・雨水貯留槽等) など



### 今後の検討に向けて

- 大学も含めた公園全体で、既存施設の保存・保全方法や新たな種類の美術館等、具体策を検討
- 動物園において工事に伴う観客や照明、動物移動が飼育動物に悪影響が及ばないように整備手順を検討
- 緑の広場において、飲食・物販の備前を想定したにぎわい施設の設置、景観等を検討
- スタジアムの音響・照明設備は、周辺環境に配慮し、指向性に優れた機種の導入や設置の工夫など検討
- スタジアム及び駐車場について、六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するように配慮した造園デザインや緑化等を検討 など

### 再整備基本計画(素案)の閲覧と市民意見募集

期間 2023年10月2日(水)～10月31日(火)

- 資料の閲覧 神戸市都市局中央事務センター 公園部公園計画課
- ホームページ [https://www.city.kobe.jp/474227/202310/park\\_public-comment.html](https://www.city.kobe.jp/474227/202310/park_public-comment.html)

再整備基本計画(素案)は、以下の場所で閲覧できます。再整備基本計画(素案)に対するご意見がございましたら、下記の方法でご提出をお願いします。頂いたご意見を踏まえて、基本計画(案)をとりまとめ、公表を行う予定です。

- 意見添付フォーム [https://www.city.kobe.jp/474227/202310/park\\_public-comment.html](https://www.city.kobe.jp/474227/202310/park_public-comment.html)
- 意見の提出 神戸市都市局中央事務センター 公園部公園計画課
- 意見の提出 神戸市中央区東区東区2-1-30三宮駅前ビル7F

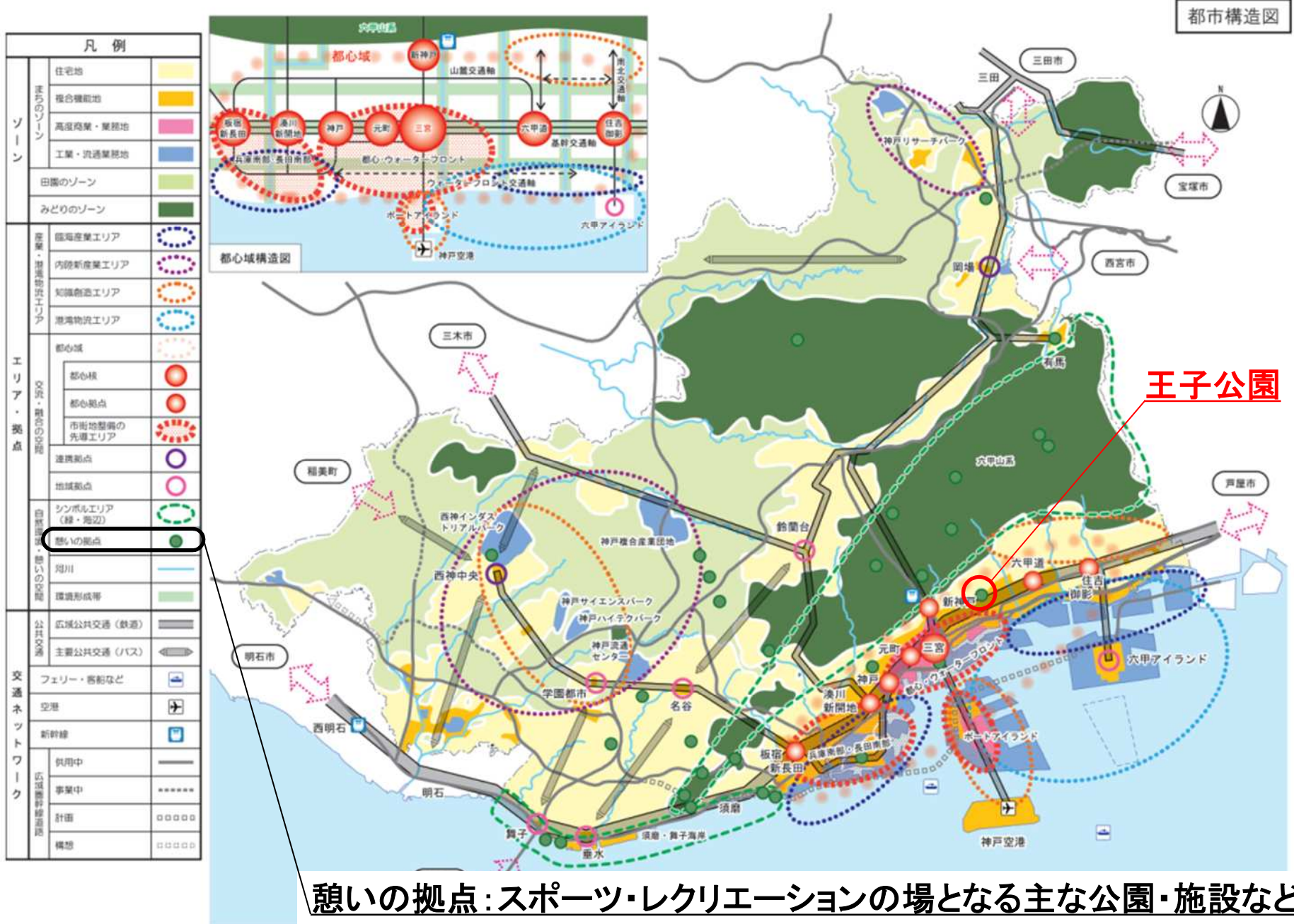
### さらに詳しく

このページで紹介した基本計画(素案)の全文はホームページに掲載しています。



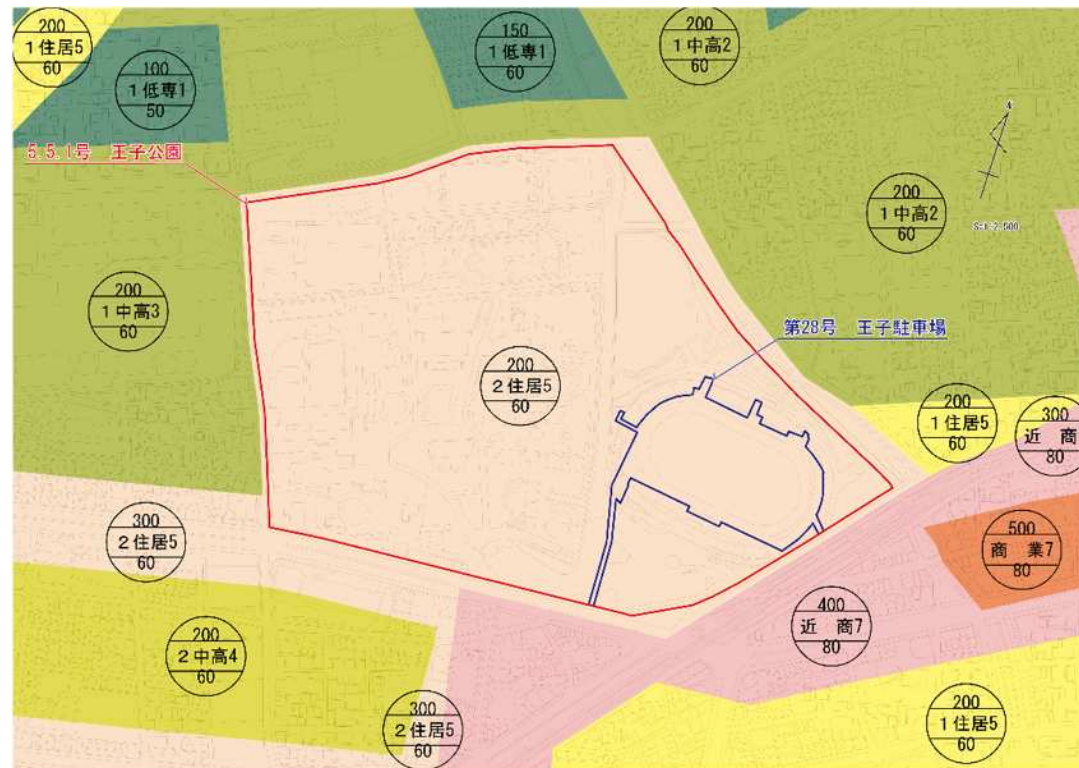
# 都市計画全般

# 神戸市都市計画マスタープラン



# 関連都市計画

用途地域等	第2種住居地域（建蔽率：60%、容積率：200%）、第5種高度地区、準防火地域
都市計画公園	5.5.1号 王子公園（総合公園、面積：約19.4ha）
都市計画駐車場	第28号 王子駐車場（面積：約1.98ha、構造：地下1層、駐車台数：530台）
前面道路（北側）	3.5.22号 野崎線（延長：2,700m、代表幅員：15m、車線数：2車線）
前面道路（南西側）	3.3.12号 原田線（延長：1,970m、代表幅員：27m、車線数：4車線）
前面道路（南東側）	3.5.21号 阪急沿線（延長：2,850m、代表幅員：15m、車線数：2車線）
その他	居住誘導区域、広域型都市機能誘導区域



# 都市計画の決定経緯

## 5.5.1号 王子公園

指定年月日	種別	名称		位置	面積
		番号	公園名		
1946年 (昭和21年) 8月15日		31	王子総合 運動場	神戸市青谷町、王子町、葺合 区上筒井通	60,500坪 (約20ha)
1950年 (昭和25年) 7月11日		31	王子総合 運動場	神戸市灘区王子町、青谷町	57,929坪 (約19.2ha)
1958年 (昭和33年) 3月31日		56	王子公園	神戸市灘区王子町、青谷町	約19.2ha
1981年 (昭和56年) 10月20日	運動 公園	56	王子公園	神戸市灘区王子町2丁目及び 3丁目並びに青谷町1丁目	約19.2ha
1986年 (昭和61年) 7月18日	総合 公園	5.5.1	王子公園	神戸市灘区王子町2丁目及び 3丁目並びに青谷町1丁目	約19.4ha
今回	総合 公園	5.5.1	王子公園	神戸市灘区王子町2丁目及び 3丁目並びに青谷町1丁目	約15.9ha

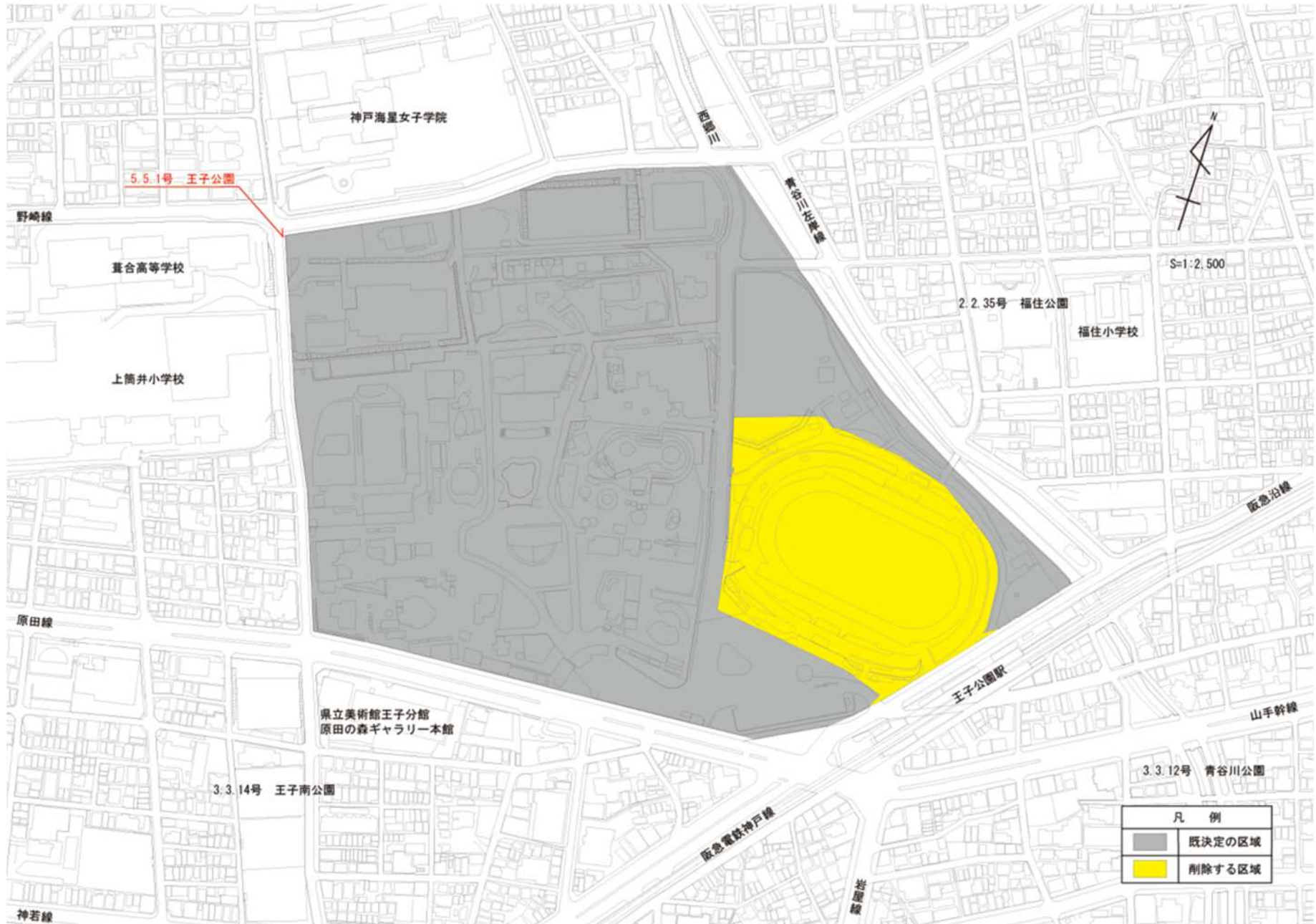
## 第28号 王子駐車場

指定年月日	名称		位置	面積	構造
	番号	駐車場名			
1994年 (平成6年) 12月9日	28	王子駐車場	神戸市灘区王子町2丁目	約19,800㎡	地下1層



公園

# 計画図(公園)



# 公園種別一覧

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

駐車場

# 駐車場法

## 第3条(駐車場整備地区)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の商業地域(以下「商業地域」という。)、同号の近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域(同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

## 第4条(駐車場整備計画)

駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(以下「駐車場整備計画」という。)を定めることができる。

# 駐車場整備地区

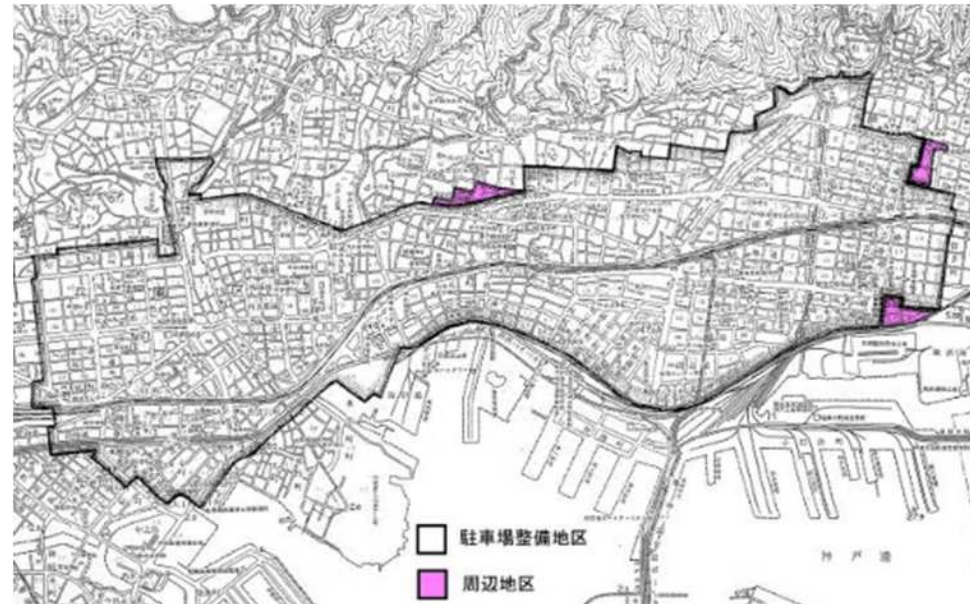
決定年月日：当初 1967年(昭和42年)3月9日

最終 1990年(平成2年)12月1日

面積：904ha(西部:154ha、中央:714ha、東部:36ha)



【西部】



【中央】



【東部】

# 地区計画

## 地区計画の目標

名 称	王子公園地区地区計画
位 置	神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約20.9ha
地区計画 の目標	<p>当地区は、市東部の灘区地域の核となる王子公園があり、周辺には文化施設や教育施設が集積している。</p> <p>当地区では、動物園をはじめとする公園施設を魅力あるものとして再整備するとともに、学術・文化拠点のシンボルとなる大学の立地により賑わいを創出することで、公園機能の向上を図り、住民の生活の質の向上に寄与することを目指すこととしている。</p> <p>本計画は、地区の歴史や文化を踏まえ、地区全体で一体性をもった土地利用、景観を誘導し、公園の区域だけでなく、立地する大学も含めて開放的でゆとりある環境を確保し、周辺環境と調和した魅力的な空間の創出を目標とする。</p>



# 区域の整備・開発及び保全に関する方針

## 土地利用の方針

当地区を「スポーツ・レクリエーション地区」と「教育・研究地区」に区分し、スポーツ施設や文化施設、教育施設が集積する文教エリアとしての特性や地域の歴史を活かした緑あふれる周辺環境との調和を図る。

### 1.「スポーツ・レクリエーション地区」

緑地や動物園、スポーツ施設など、各施設が有機的につながり、賑わいとゆとりのある公園機能の向上を目指す地区とする。

### 2.「教育・研究地区」

公園と一体的かつ地域に開かれた教育・研究施設の立地を誘導することで賑わいを創出するとともに、開放的でゆとりある空間の創出を目指す地区とする。

# 区域の整備・開発及び保全に関する方針

## 建築物等の 整備の方針

### 1.「スポーツ・レクリエーション地区」

緑地や動物園、スポーツ施設など、各施設が有機的につながり、賑わいとゆとりのある環境を形成しつつ、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模に留意して整備を行う。

### 2.「教育・研究地区」

自然豊かな周辺環境との調和を図り、公園と一体となり、開放的でゆとりのある環境を形成するため、建築物等の用途、配置等に留意して整備を行う。

# 地区整備計画の概要

建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	スポーツ・レクリエーション地区	教育・研究地区
		面積	約17.3ha	約3.6ha
	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法第48条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用途に供する建築物は建築することができる。</p> <p>1. 観覧場の用途に供する建築物でその客席部分の床面積の合計が10,000㎡以下のもの</p> <p>2. 建築基準法別表第2(へ)項第4号に掲げる建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 大学、高等専門学校</p> <p>2. 前号に掲げる建築物に附属する建築物</p>	

# 地区整備計画の概要

建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	スポーツ・レクリエーション地区	教育・研究地区
		面積	約17.3ha	約3.6ha
	壁面の位置の制限		<p>1.建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図表示の道路境界線までの距離は5m以上とする。</p> <p>2.前項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は適用しない。</p> <p>(1)公共用歩廊その他これに類するもの</p> <p>(2)床面積の合計が10m<sup>2</sup>以下であるもの</p>	

# 地区整備計画の概要

建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	スポーツ・レクリエーション地区	教育・研究地区
		面積	約17.3ha	約3.6ha
	垣又はさくの構造の制限			<p>計画図表示の敷地境界線及び道路境界線に面する部分の門、塀、垣又はさくの構造は次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.生け垣又は透視可能なさくで高さ1.2m以下のもの</li> <li>2.危険防止のためにやむを得ず設置するもの</li> </ol>
	主な用途地域		第2種住居地域	

# 計画図(地区計画)



# 地区整備計画の制限内容

用途地域による建築物の用途制限（建築基準法別表第二）の概要

平成27年6月24日施行

各用途地域において、建築することができる建築物の用途（使いみち）については、次のような制限となります。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分の面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの 床面積が150㎡以下のもの 店舗等 床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの 床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの 床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの 事務所等 床面積が1,500㎡以下のもの 床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの 床面積が3,000㎡を超えるもの ホテル・旅館 ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 カラオケボックス等 マージャン屋、ばちこ屋、馬券・車券販売所等 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ※大規模集客施設(劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、馬券・車券販売所等の部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 公共施設 大学、高等専門学校、専修学校等 図書館等 巡回派出所、公衆電話所等 病院 公衆浴場、診療所、保育所等 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設等 自動車教習所 単独車庫(附属車庫を除く) 建築付随車庫 倉庫兼倉庫 畜舎(15㎡を超えるもの) 工場(危険性や環境を悪化させるおそれが少ない) 工場(危険性や環境を悪化させるおそれが少ない) 工場(危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い) 工場(危険性や環境を悪化させるおそれがある) 自動車修理工場 量が非常に少ない施設 量が少ない施設 量が少ない施設 量が多い施設 量が多い施設			①	②	③				非住宅部分の用途制限あり ①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び器具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く ▲2階以下 ▲3,000㎡以下 ▲3,000㎡以下 ▲客室200㎡未満 ▲延べ10㎡未満等と併用 ▲600㎡以下 ▲3,000㎡以下 ▲300㎡以下 2階以下 ①3,000㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下 ▲3,000㎡以下 原動機の制限あり ▲2階以下 原動機、作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり ①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下

住宅や店舗、事務所等の建築が可能

大学や病院等の建築が可能

一定規模の工場等の建築が可能

大学等以外の建築を制限

観覧場の建築不可

単独車庫(300㎡以下、2階以下)の建築不可

観覧場、単独車庫の建築を緩和

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。その他の法律や都市計画により異なった制限を受ける地区があります。【お問い合わせ先：建築住宅局 建築指導部 建築安全課】